

発議第4号

高山市議会委員会条例の一部を改正する条例について

高山市議会委員会条例の一部を改正する条例を高山市議会会議規則（昭和42年高山市議会規則第1号）第14条の規定に基づき提出する。

令和5年3月24日提出

提出者 高山市議会議員 岩 垣 和 彦

賛成者 高山市議会議員 橋 本 正 彦  
車 戸 明 良  
中 箴 博 之  
沼 津 光 夫  
西 本 泰 輝

提案理由

高山市行政組織条例の一部改正に伴い改正しようとする。

高山市議会委員会条例の一部を改正する条例

高山市議会委員会条例（昭和42年高山市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務環境委員会 8人</p> <p>ア 企画部の所管に関する事項</p> <p>イ・ウ（略）</p> <p>エ 環境政策部の所管に関する事項</p> <p>オ 支所の企画部、総務部、財務部及び環境政策部関係の所管に関する事項</p> <p>カ～シ（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) 産業建設委員会 8人</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 林政部の所管に関する事項</p> <p>ウ～キ（略）</p> <p>ク 支所の農政部、林政部、商工労働部、飛騨高山プロモーション戦略部、建設部、都市政策部及び水道部関係の所管に関する事項</p> <p>ケ（略）</p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務環境委員会 8人</p> <p>ア 市長公室の所管に関する事項</p> <p>イ 総合政策部の所管に関する事項</p> <p>ウ・エ（略）</p> <p>オ 森林・環境政策部の所管に関する事項</p> <p>カ 支所の市長公室、総合政策部、総務部、財務部及び森林・環境政策部関係の所管に関する事項</p> <p>キ～ス（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) 産業建設委員会 8人</p> <p>ア（略）</p> <p>イ～カ（略）</p> <p>キ 支所の農政部、商工労働部、飛騨高山プロモーション戦略部、建設部、都市政策部及び水道部関係の所管に関する事項</p> <p>ク（略）</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。